

「佐倉市税の滞納のないことを証する納税証明書」の取得について (佐倉市役所 住宅課ご提出用)

【佐倉市税の滞納がないことを証する納税証明書とは（以下、「滞納なし証明書」）】

1. 「滞納なし証明書」とは、佐倉市から課税されている市税（市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）について、証明日現在で納期が到来している税の、滞納がないことを証明するものです。
2. 年度ごとに発行される、市県民税の納税証明書とは別のものですのでご注意ください。
3. 転入後間もなく佐倉市での課税がない場合でも、佐倉市に住民票があるかたは、滞納なし証明書の取得が可能です。

【取得できる場所】

1. 佐倉市役所債権管理課（本庁舎1号館2階）及び市内各出張所
※ 1通につき350円で申請できます。

【対象者】

1. 申請者本人、同居のご家族様（未成年者、未就労の学生については取得不要です。）
2. 納税証明書が必要な方の分をそれぞれ取得してください。

【注 意 点】

最近（発行申請前2週間程度）前に、市税の納付を行ったかた

- ・佐倉市税の納付を、滞納なし証明書の発行申請前2週間程度の間に行った場合、佐倉市役所ですぐに納付が確認できない場合があります、滞納なし証明書を発行できないことがあります。
- ・納付後2週間以内に滞納なし証明書を請求される場合は、納付の確認ができるもの（窓口納付の場合は領収証書、口座振替をご利用の場合は預金通帳等）をご提示ください。

納期が到来している（納期が過ぎて滞納している）税金がある方

- ・滞納している市税がある方は、納税証明書が発行されませんので、市税の納付をお願いいたします。
- ・その際、電子納付（PayPay等スマホ決済アプリなど）で納付されると、領収書が発行されません。
納付後お急ぎで滞納なし証明書を取得される場合は、金融機関等の窓口で納付し、発行される領収書を証明書の申請時に、窓口にご提示ください。

なお、納税証明書交付申請書は別紙の記入例を参照のうえご記入ください。

お問い合わせ先 佐倉市役所住宅課 043-484-6168